

業務委託(変更)概要書			市長	部長	企画監	課長	課長補佐	係長	課員	設計者
執行年度	令和8年度	委託名	稲敷市公共下水道新利根・古渡西部処理区維持管理業務委託							
履行場所	稲敷市古渡3228番地 古渡西部浄化センター 他12箇所		設計種別 実施・変更							
設計概要	1. 維持管理業務 新利根処理区中継ポンプ場 9箇所 古渡西部浄化センター 1箇所 古渡西部処理区中継ポンプ場 3箇所	施工方法	請負 直営 <u>委託</u>							
		原契約年月日								
		工 期 又は 履行期間	令和 8 年 4 月 1 日から 1,096 日間 令和 11 年 3 月 31 日まで							
		請 負 人 又は 受 託 者								
		費 目	起工	第1回変更	第 回変更	増減(△)				
		起 工 額	年 額							
		請負(委託)に 付する額	年 額							
		工 事 価 格								
		測量試験費又は 工事雑費								
		消費税相当額	年 額							
請負(委託) 決定額										

稲敷市公共下水道維持管理業務委託

共通仕様書

(仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、公共下水道処理施設の維持管理の業務を委託する場合に適用する。

(業務の履行)

第2条 受託者は、業務対象施設の機能を十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書及び特記仕様書及びその他関係法令等に基づき、効率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。また、本業務対象施設における工事や他の業務委託等が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(対象施設)

第4条 本業務の対象となる施設の名称及び位置は特記仕様書による。

(業務体制)

第5条 受託者は、本業務に従事する業務従業員（以下「従業員」という。）を定め、書面によりその氏名及び分担等を委託者に通知しなければならない。また、従業員を変更したときも同様とする。

(業務統括責任者の選任)

第6条 受託者は、下水処理施設管理士有資格者、若しくは同等の能力を有し、総括の職務に当たり管理能力を有する者として、業務統括責任者を選任しなければならない。

(提出書類)

第7条 受託者は、業務の着手前に次の各書類を委託者に提出するものとし、提出後書類に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務履行計画書
- (3) 業務総括責任者等選任届及び資格証の写し
- (4) その他委託者が求める書類

2 受託者は、当該月の業務の履行が完了したときは、業務月報を委託者へ提出しなければならない。

3 受託者は、当該年度の業務の履行が完了したときは、業務年報を委託者へ提出しなければならない。

(業務履行計画)

第8条 業務履行計画書には、次の事項を示さなければならない。

- (1) 業務分担、業務方法に関する事。
- (2) 保守対策、安全対策に関する事。
- (3) 緊急連絡体制に関する事。
- (4) その他維持管理に関する事。

(維持管理業務の内容)

第9条 維持管理業務の内容は次のとおりとし、詳細は特記仕様書に定める。

- (1) 処理場施設
 - ア 保守点検業務
 - イ 運転操作監視業務
 - ウ 事務業務
 - エ その他業務(薬剂調達業務含む)
- (2) マンホールポンプ場
 - ア 中継ポンプ点検
 - イ 中継ポンプ清掃

(薬剂調達業務)

第10条 処理場施設の運転管理を行うために必要となる薬剂の調達は、受託者が行うものとする。

- 2 受託者は、年度末において、薬剂の調達数量が予定数量に満たず差金が生じた場合は、委託者と協議のうえ、処理場及びマンホールポンプ場施設の管理に必要な消耗部品(フロートスイッチ等)等の購入に充てられるものとする。
- 3 受託者は、調達した薬剂及び消耗部品等について、調達数量を書面に取りまとめ、月報及び年報に添付して提出するものとする。
- 4 年度途中で、薬剂の調達数量が予定数量に達した場合は、当該年度の残りの期間は委託者が薬剂を調達するものとする。なお、年度途中で予定数量に達することが見込まれる場合は、受託者は事前に委託者へその旨報告しなければならない。

(法令の遵守)

第11条 受託者は、業務の履行にあたり、下水道法、水質汚濁防止法、電気事業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守しなければならない。

(緊急時の態勢)

第12条 受託者は、豪雨、台風、停電、その他外部事由による緊急事態が発生した場合に

備え、従業員の非常召集ができる態勢を確立しておくとともに、あらかじめその態勢を委託者に届け出なければならない。

- 2 前項の緊急事態が発生した場合において、委託者から必要な対応を取るよう要請があった場合は、その対応について最大限努めること。

(安全の確保)

第13条 受託者は、労働安全衛生法及び同施行令並びに同規則、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

- 2 受託者は、事故防止を図るため安全対策を業務履行計画書で明確にしておくこと。
- 3 受託者は、業務履行に当たり、電撃・薬品類・毒性ガス・酸欠・可燃性ガス等に対し必要な安全措置を講じること。
- 4 受託者は、業務履行に当たり、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに委託者に連絡すること。
- 5 受託者から委託者へ安全対策の要請があった場合、委託者は必要な安全措置を講じること。

(受託者の義務)

第14条 受託者は、下水道法及びその他関係法令等の水質基準に適合するよう運転管理を行うとともに、各機器が常に正常な稼動状態を保てるよう点検を行うこと。ただし、流入水の水質の悪化、施設構造上の問題等に起因する場合はこの限りではないが、予知した場合は速やかに委託者に連絡通報すること。

(受託者の創意工夫)

第15条 受託者は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心がけ、施設の効率化を目指すこと。

(各種機器の運転操作)

第16条 受託者は、業務履行計画に沿って各種機器の使用目的及び機能等を十分理解し、運転操作及び保守管理を適正に行うこと。

- 2 管理上、必要な措置を講じるために、全面的に運転を停止するとき、又は再開するとき、委託者の承認を受けるものとする。

(機器の点検と報告)

第17条 受託者は、日常又は定期的に点検整備を実施し、結果を取りまとめ、月報により委託者に報告しなければならない。

- 2 点検の結果、異常又は故障が発見された場合は、速やかに委託者に報告するとともに、その対応方法を協議し、業務に支障がないよう措置しなければならない。
- 3 不良箇所、又は事故・故障により発生した破損箇所のうち、手工具、予備品等を用いて簡易に修理可能な場合については、受託者の判断で行ってよいものとする。

(火災の防止)

第18条 受託者は、施設の火災を未然に防止するため、各箇所ごとに火元責任者を選任し、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めること。

(盗難の防止等)

第19条 受託者は、現場における設備機能・工具備品等の盗難及び業務現場への侵入者を防止するために施錠を励行し、異常を発見した場合には、直ちに委託者に通報するものとする。

(事務室等の使用)

第20条 受託者は、業務履行に必要な事務室等は、契約期間中無償で使用できるものとするが、故意により事務室等の備品や器具等を破損させた場合による弁償等は、受託者の負担とする。

(作業員の服装)

第21条 受託者は、技能員に清潔で作業に安全な服装をさせるとともに、受託者の従業員であることを明示する社章等を着用させなければならない。

(整理整頓)

第22条 受託者は、業務場所を常に清掃するとともに、不要な物品等を整理整頓し清潔に努めなければならない。

(負担経費)

第23条 業務上必要とする次の経費は、委託者が負担するものとする。

- (1) 光熱水費（電気、水道等）
- (2) 修繕料（機械及び電気設備等）
- (3) 通信費（通報装置通信料等）
- (4) 備品（特殊工具等）

(業務の引継ぎ)

第24条 受託者は、契約締結後、前任の受託者から業務の引継ぎを令和8年3月31日ま

でに受けるものとする。

- 2 受託者の変更により、後任の受託者へ業務の引継ぎが必要となる場合は、受託者は自己の負担により、令和11年3月31日までに業務の引継ぎを行うものとする。

(その他)

第25条 入札書には、年額（税抜き）を記載すること。

- 2 本業務は、年額で契約を締結するため、委託料支払いは年度毎とする。また、年度毎において、上半期業務完了後に部分払いをすることができる。
- 3 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。

稲敷市公共下水道新利根・古渡西部処理区
維持管理業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(業務対象施設及び業務日数)

第1条 本業務における対象施設及び業務日数については、別紙1のとおりとする。

第2章 処理場

(維持管理業務の内容)

第2条 業務の内容は、処理場の維持管理と運転に必要な全ての作業とし、主に以下のとおりとする。

(1) 保守点検業務の内容

施設の各設備等の正常な運転を確保するために実施する日常・定期・臨時点検及び簡易な故障修繕等の業務。保守点検基準については、「下水道施設維持管理積算要領(2020年版)第4編 下水道機械・電気設備保守点検基準」に準拠する。

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、主として目視、触感、確認、測定、調整及び記録等の作業

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検のことで、主として測定、調整、清掃及び記録等の作業

ウ 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業のことで、故障等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施する。

エ 簡易な故障修繕

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処理できる簡易な修繕

オ その他維持管理に必要な業務

(2) 運転操作監視業務の内容

設備等を安定的かつ適正に運転するために行う以下の作業

ア 監視室における監視、操作、記録等の作業

イ 現場における操作等の作業

ウ 監視室及び現場の整理、清掃等の作業

エ 異常時の対応

オ その他維持管理に必要な業務

(3) 事務業務の内容

庶務一般業務に関わる以下の作業

ア 委託者との業務打合せ等

イ 日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業

ウ その他維持管理に必要な業務

(4) その他業務の内容

ア 薬剤調達管理業務(詳細は別紙2のとおりとする)

イ 脱水汚泥の場外搬出に伴う立会い作業

ウ その他維持管理に必要な業務

(報告書類)

第3条 提出する報告書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 運転管理日報、月報、年報

- (2) その他委託者が必要とするもの

第3章 マンホールポンプ施設

(点検清掃業務の内容)

第4条 業務の主な内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) マンホールポンプの遠方監視 (常時)
- (2) マンホールポンプの点検 (年6回、隔月)
 - ア 制御盤、フロート等の点検
 - イ マンホールポンプの点検
- (3) マンホールポンプ異常時の対応 (異常時)
 - ア 汚水ポンプの引上げ点検及び夾雑物の除去等
 - イ 制御盤の点検及びヒューズ類の交換等
 - ウ ポンプ類の軽微な修理等
- (4) マンホールポンプの引き上げ清掃 (年1回)
- (5) その他、マンホールポンプの適正な運転管理に必要な業務

(報告書類)

第5条 提出する報告書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) マンホールポンプの保守点検報告書
- (2) その他委託者が必要とするもの

別紙 1

1 対象施設

処理場敷地内の全施設（機器）及び道路埋設管渠間の中継ポンプ

（1）古渡西部浄化センター 稲敷市古渡 3 2 2 8 番地

※主要機器は別紙 3 のとおり

（2）古渡西部処理区 公共下水道中継ポンプ 3 箇所

（3）新利根処理区 公共下水道中継ポンプ 9 箇所

※（2）及び（3）の位置図及び一覧は別紙 4 のとおり

2 業務日数

（1）処理場維持管理 週 1 回以上

（2）中継ポンプ点検 年 6 回（隔月 1 回）

（3）中継ポンプ清掃 年 1 回（引き上げ清掃）

別紙2 薬剂調達管理業務

本件施設の運転管理を行うために必要となる薬剂の調達は、受託者が行うものとする。

使用する薬剂は、下記の製品または同等品以上の製品とし、薬剂を変更する場合は事前に委託者と協議の上、承諾を受けるものとする。

●予定数量

古渡西部浄化センター

(単位：kg)

年度	種別	高分子凝集剂	無機凝集剂	塩素剂
		WA フロック CE-085M (QB テナー)	ポリ塩化アルミニウム (QB テナー)	ウレオライト C-90
令和8年度		600	8,500	250
令和9年度		600	8,500	250
令和10年度		600	8,500	250

※年度末において調達数量が予定数量に達しない場合は、共通仕様書第10条第2項のとおりとする。また、年度途中で調達数量が予定数量に達した場合は、共通仕様書第10条第4項のとおりとする。

別紙3 主要機器一覧

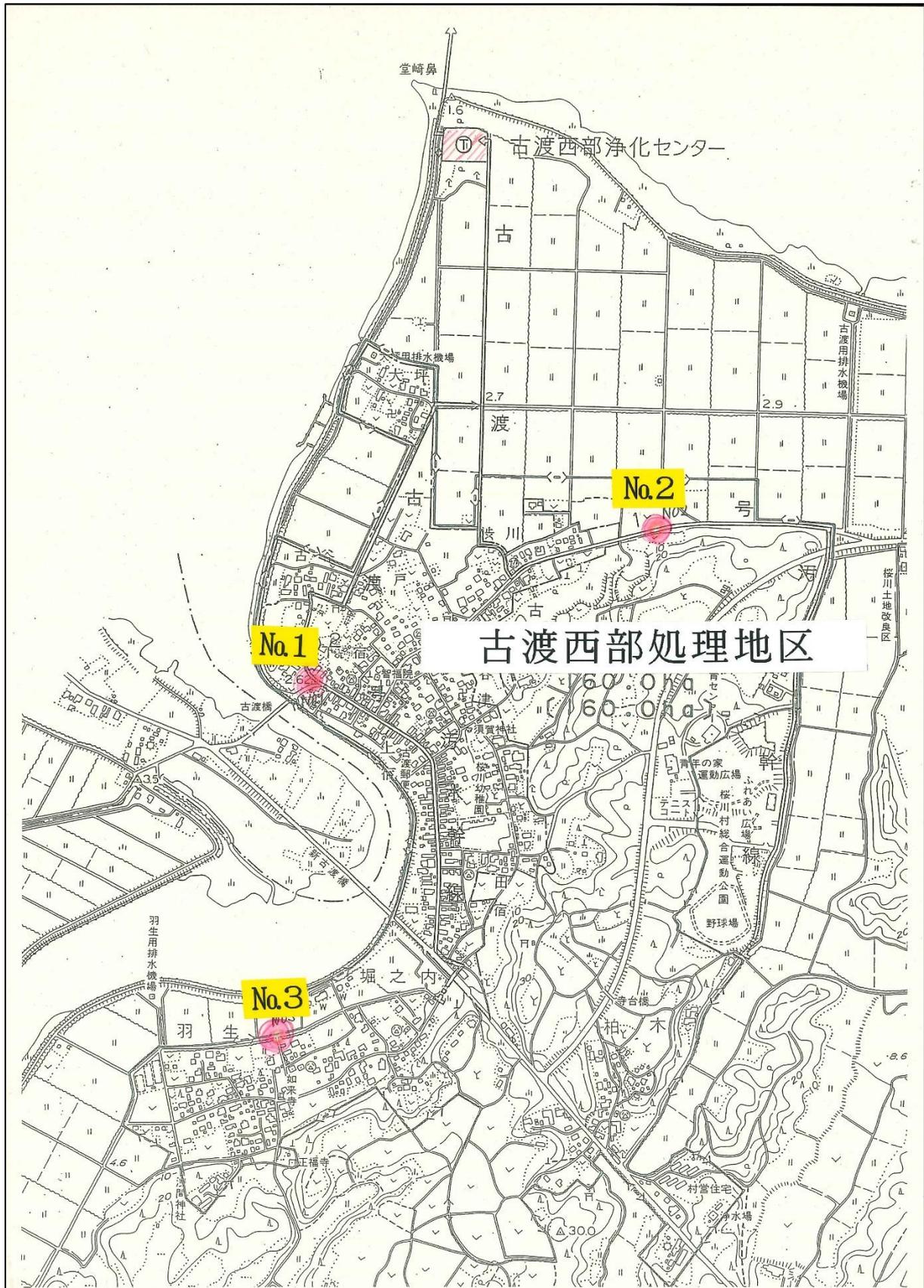
(古渡西部浄化センター)

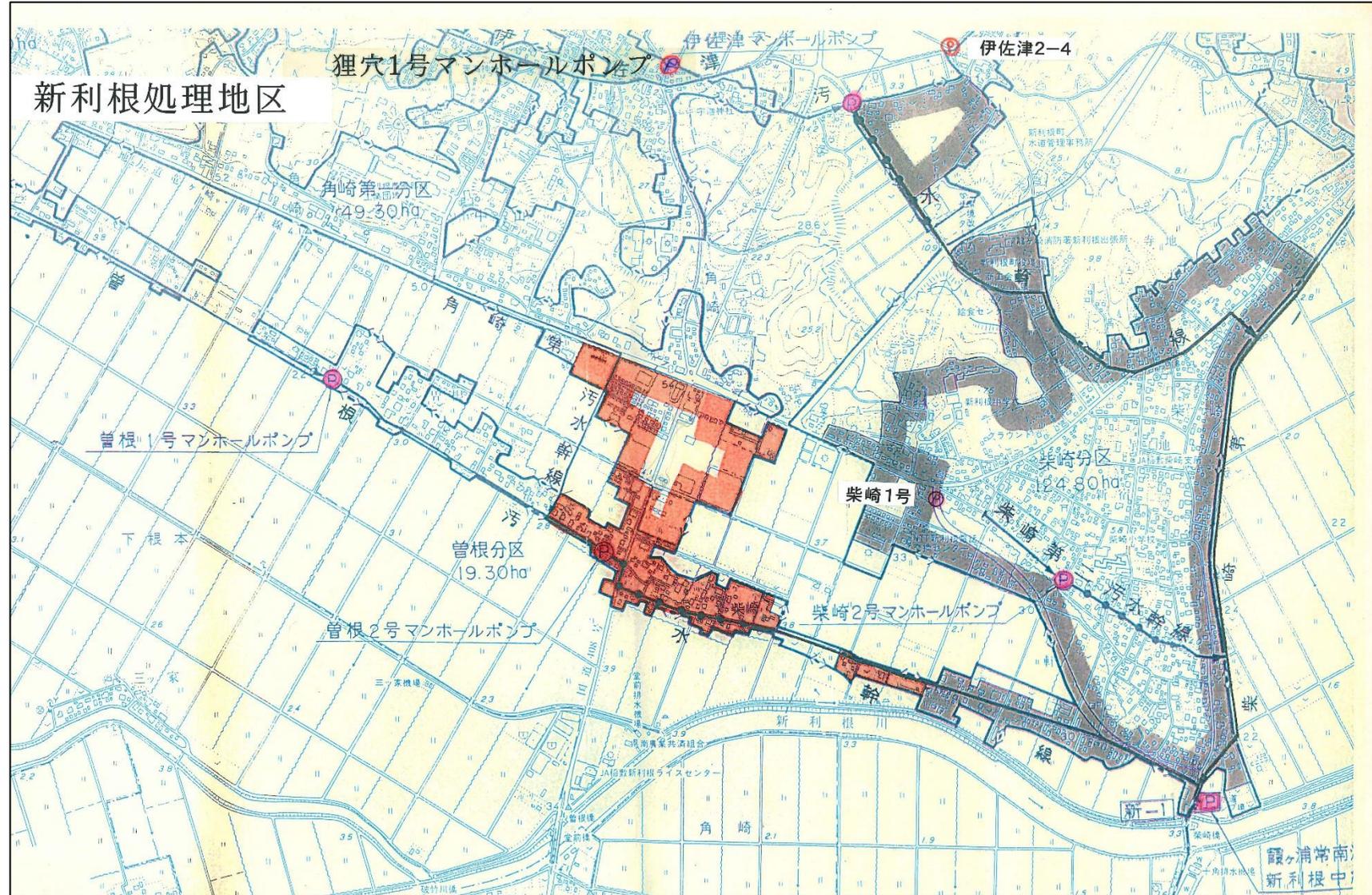
番号	名 称	仕 様	数 量	備 考
1	汚水移送ポンプ	吸込スクリー付水中汚水ポンプ Φ100×0.7 m ³ /分×13m×3.7kw	2	
2	揚砂ポンプ	水中汚水ポンプ Φ80×0.3 m ³ /分×13m×5.5kw	1	
3	沈砂分離機	サイクロン 0.3 m ³ /分	1	
4	自動スクリーン吊上装置	ギヤドローリ付チェーンブロック 1.5t×2.7m	1	
5	自動スクリーン	レーキ連続回転型脱水装置付自動 スクリーン Φ600×5,000 mm L×1.5kw	1	
6	粗目スクリーン	鋼製バースクリーン 20 mm目巾×500 mm機巾×1,300 mm機長	1	
7	流入可動堰	手動外ネジ式鋳鉄製可動四角堰 300mm 巾×300m/mST	2	
8	散気装置	スクリー型ばっ気装置 2.0kgO ₂ /kwh×4.5kw	4	
9	流出可動堰	手動外ネジ式鋳鉄製可動四角堰 1,200mm 巾×400m/mST	1	
10	スカム排出用可動堰	手動外ネジ式鋳鉄製可動四角堰 500mm 巾×300m/mST	1	
11	沈殿池流入ゲート	手動外ネジ式鋳鉄製丸形製水扉 Φ300	1	
12	汚泥掻寄機	中央駆動式懸垂形(スカムスキマ付) Φ9.5m×1.5~2.5m/分×H3.5m×0.4kw	1	
13	砂ろ過排水ポンプ	水中汚水ポンプ Φ65×0.3 m ³ /分×5m×1.5kw	2	
14	スカムポンプ	水中汚水ポンプ Φ65×0.3 m ³ /分×5m×1.5kw	1	
15	濃縮槽汚泥掻寄機	中央駆動式懸垂形 Φ3.0m×2~3m/分×H3.5m×0.2kw	1	
16	濃縮汚泥引抜ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ Φ80×0.2 m ³ /分×5m×1.5kw	2	
17	攪拌用送風機	ルーツ式ブロワ Φ50×1.0 m ³ /分×34.3kpa×2.2kw	2	
18	汚泥破碎機	二軸回転式 12 m ³ /h×3.7kw	1	
19	汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式汚泥ポンプ Φ80×2.5~7.5 m ³ /h×15m×3.7kw	2	
20	薬品定量供給機	可変連続定量供給機 0.2~1.0L/分×0.2kw	1	

番号	名 称	仕 様	数 量	備 考
21	薬品溶解タンク	鋼板製堅型円筒槽 1.5 m ³ 攪拌機 0.75kw	1	
22	薬品供給ポンプ	一軸ネジ式汚泥ポンプ Φ32×0.2~1.0 m ³ /h×15m×0.75kw	2	
23	ポンプ室吊上装置	ギヤドローリ付チェーンブロック 2t×8.5m	1	
24	脱水機吊上装置	ギヤドローリ付チェーンブロック 2t×7.0m	1	
25	ケーキ貯留ホッパ	鋼板製角形電動カットゲート式ホッパ 5 m ³ ×0.75kw	1	
26	空気圧縮機	オイルフリー形ベビーコンプレッサー 550L/分×0.83kpa×5.5kw	2	
27	除湿機	冷凍式防湿機 550L/分×0.33kw	1	
28	上水圧力給水装置	受水タンク付圧力タンク式 Φ32×100L/分×20m×0.75kw	1	
29	返流水ポンプ	吸込スクルー付汚泥ポンプ Φ80×0.8 m ³ /分×10m×3.7kw	2	
30	ポンプ室床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ Φ80×0.3 m ³ /分×10m×1.5kw	2	
31	脱臭ファン	FRP 製ターボファン 22N m ³ /分×2.45kpa×2.2kw	1	
32	ミストセパレーター	慣性衝突式 22N m ³ /分	1	

別紙4 中継ポンプ位置図及び一覧

(古渡西部処理区)







各ポンプ場能力等

(公共新利根・古渡西部)

項 目			ポ ン プ 場 名									
			柴崎No.2	柴崎No.1	伊佐津2-4	伊佐津	曾根No.2	曾根No.1	狸穴No.1	中山No.1	中山No.2	古渡西部No.3
ポンプ	台数	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	能力	Kw	3.7	1.5	1.5	5.5	5.5	3.7	3.7	1.5	5.5	5.5
設備内容			主ポンプ・動力設備・計装設備									
設置年	年		H7	H14	R1	H22	H16	H22	H23	H28	H27	H15

項 目			ポ ン プ 場 名								
			古渡西部No.1	古渡西部No.2							
ポンプ	台数	台	2	2							
	能力	Kw	2.2	2.2							
設備内容			主ポンプ・動力設備・計装設備								
設置年	年		H15	H15							

1号表

一 位 代 価 表

保守点検業務（古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
人件費		業務総括責任者	人							
		副総括	人							
		主任	人							
		技術員	人							
		技能員	人							
		その他	人							
		計								
					千円止					

2号表

一 位 代 価 表

運転操作監視業務（古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
人件費		業務総括責任者	人				中央監視			
		副総括	人				中央監視			
		主任	人				中央監視			
		技術員	人				中央監視			
		技能員	人				中央監視			
		その他	人				中央監視			
		業務総括責任者	人				汚泥監視			
		副総括	人				汚泥監視			
		主任	人				汚泥監視			
		技術員	人				汚泥監視			
		技能員	人				汚泥監視			
		その他	人				汚泥監視			
		計								
						千円止				

3号表

一 位 代 価 表

事務業務（古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
		業務総括責任者	人							
		副総括	人							
		主任	人							
		技術員	人							
		その他	人							
		計								
					千円止					

4号表

一 位 代 価 表

その他の業務（古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
人件費		業務総括責任者	人							
		主任	人							
		技術員	人							
		技能員	人							
		その他	人							
		計								
					千円止					

4号表

一 位 代 価 表

直接経費（古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
		率計上費	式	1						
		高分子凝集剤	kg	600			古渡西部			
		無機凝集剤	kg	8,500			古渡西部			
		塩素剤	kg	250			古渡西部			
		計								
					千円止					

1号表

一 位 代 価 表

保守点検業務（新利根・古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
人件費		業務総括責任者	人							
		副総括	人							
		主任	人							
		技術員	人							
		技能員	人							
		計								
					千円止					

2号表

一 位 代 価 表

その他の業務費（新利根・古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
人件費		主任	人							
		技能員	人							
		その他	人							
		計								
					千円止					

3号表

一 位 代 価 表

直接経費（新利根・古渡西部）

単位：円

種別	コード	名 称	単位	数量	単価	金 額	摘 要			
		交通整理要員	人							
		クレーン付トラック(2.0t)損料	日							
		率計上費	式	1						
		計								
					千円止					